

ウォーターPPP制度について

下水道事業者向けアンケート調査（豊橋市ウォーターPPP導入可能性基礎調査業務）
2024年12月2日～12月20日

この説明は、国土交通省の資料を基に作成。
出典ページ数は、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版」におけるページ数。

ウォーターPPPとは

PPP：官民が連携して公共サービスを提供すること。
ウォーターPPP：水道・下水道事業におけるPPPの新しい考え方
(2023年6月に国が提示)

通常民間委託



ウォーターPPP

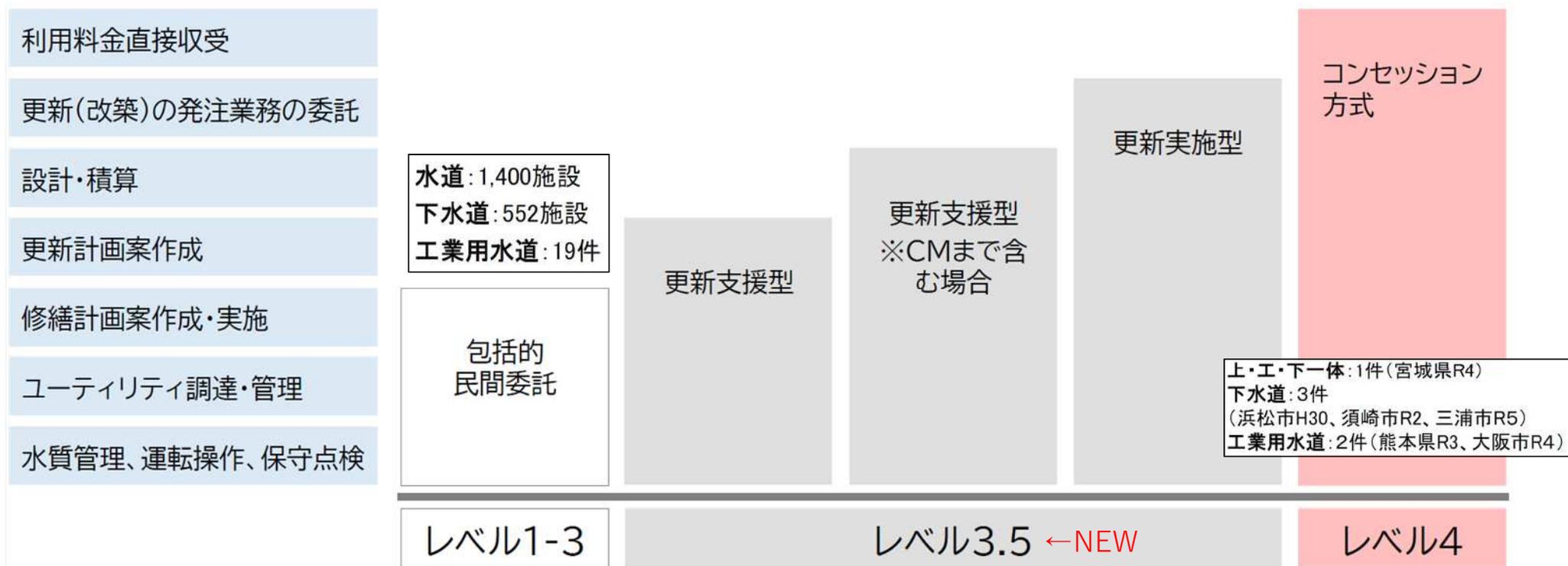


包括的に委託

- ・ 民間事業者の業務裁量 ↑
- ・ 民間事業者の創意工夫 ↑
- ・ 効率的な維持管理



ウォーターPPPのレベル



※国土交通省資料 (P9)

ウォーターPPPの4要件

長期契約 (原則10年)

民間事業者の雇用の安定性や投資効果が発現する時間を確保する。レベル3.0以下で一般的な3~5年よりも長い10年とする。

性能発注 (⇔仕様発注)

業務の手法を指定する仕様発注ではなく、業務の目的するサービス水準を指定する性能発注とすることで、手法の選択は民間事業者に任せる。

維持管理+ 更新

日常の維持管理（点検調査、資材調達、軽微修繕）と、更新（老朽化による大規模改修）の双方を組み合わせることで、相乗効果を生む。

プロフィット シェア

事業開始後、民間事業者の提案による効果(コスト削減など)を、官民で分け合うことで、創意工夫のインセンティブとする。

ウォーターPPPのコンセプト

- 職員不足、施設の老朽化、水道料金や下水道使用料収入の減少等を解決し、上下水道事業の持続性を向上させるためのひとつの有効な手段。
- 社会全体で人手不足が進む中、業務委託を「短期で細分化→まとめて長期」することにより、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現する。
- そのためには、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要。

※国土交通省資料を抜粋（P6）

ウォーターPPPの国補助金の要件化

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

交付金等要件化の概要

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

※国土交通省資料 (P36)

さらに詳細な内容については、、、

国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版」をご覧ください。

※豊橋市HPにて、PDFを掲載しています。

また、不明点については、豊橋市HPからお問い合わせください。